

◆マッセOSAKA研究紀要(第11号)公募論文 優秀賞受賞論文◆

「ボランティア活動と市町村の役割」

～在宅福祉サービス提供を行うボランティア活動に焦点をあてて～

東大阪市教育委員会社会教育部青少年女性センター 館長

春木 映子

はじめに

近年、社会福祉分野のみならず行政のあらゆる分野で、地域住民自治組織やNPO等非営利組織との協働による「まちづくり」が推進されている。また、NPO等の学術研究も、社会、政治、経済、教育などあらゆる分野において行われるようになってきている。

わが国でNPOに関心が集まるようになったのは、1995年1月の阪神淡路大震災でのボランティアの活躍による。行政の対応に比べ、個々のニーズに即応した迅速できめ細やかなボランティアの活動が世間の注目を集めたのである。この時の活動を契機として、1998年「特定非営利活動促進法」いわゆる「NPO法」が成立した。この結果、ボランティア団体等非営利で活動をおこなっている団体は、法人格を取得することが可能となった。

しかしながら在宅福祉分野では、それを遡ること1970年代頃よりボランティア活動が政策的に注目されてきた。その後、1990年代には有償で活動を行うボランティア団体が出現した。これらの団体は「住民参加型在宅福祉サービス団体」と呼ばれ、主に制度の補完的役割を担った活動を行って来た。

我が国のボランティア活動は自発的に草の根運動的に起こってきた活動と、政策的に育成、促進されてきた活動とが相まって発展してきたという経緯がある。2000年に施行された介護保険制度では、サービス提供主体の多様化が図られ、多くの有償ボラン

ティア活動団体は介護保険事業へ積極的に参入を行っていった。その一方で無償ボランティア活動は衰退傾向にある^[1]。

筆者は、修士論文^[2]で介護保険制度や支援費制度^[3]が施行され制度が充実するに伴い無償ボランティア活動が減少していることに着目し、大阪府で外出支援の活動を行っている無償ボランティアグループ「大阪手びきの会」の活動内容と、大阪府内A市が実施した居宅生活支援費支給決定者へのアンケート調査結果の中から調査の目的に合致する項目との比較検討を行った。その結果、個々のニーズにきめ細やかに応えるためには、無償ボランティア活動も含めた多様なサービス提供が必要であることを明らかにすることが出来た。

現在、行政のボランティア等非営利団体に対する様々な支援策が実施されてきているが、在宅福祉分野における多様な活動の振興を図るためには、多様な形態の支援策が必要であると考え、特に減少傾向にある無償ボランティアグループへの支援のあり方の考察を行った。

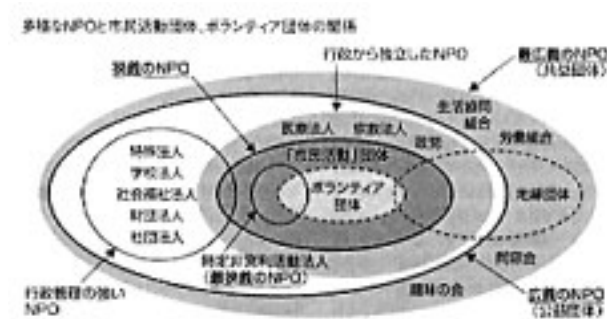
ボランティアとNPOの概念

現在のところNPO等非営利団体の概念は定まっておらず、特にボランティアとNPOの概念の混在が見られる。一般的に用いられているボランティアとNPOの概念図では、最広義では社会福祉法人や

学校法人、宗教法人、医療法人など公益法人に加え、労働組合や経済団体、協同組合等の共益団体及び町内会や自治会といった地縁組織をも加えてNPOに含まれる団体としている。最狭義では、NPOは「NPO法人」のみを指している(図1)。

また、田中は自治体が政策として展開する場合もNPOの概念は必ずしも明確にされておらず、「NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体」の3つを併せて対象とされていることが多いと述べている(田中2002:187)。

図1 一般的に用いられるNPOの概念図
出典：新版地域福祉辞典(日本地域福祉学会編2006:391)



NPOとボランティアの違いは、NPOは一定の組織と事業性を持ち、ボランティアは個人の活動と組織レベルで説明されていることが多い(李2003:50)。また、NPO法人の活動であっても実際の活動が無償で行われている場合、ボランティア活動とされることが多く、ボランティアはNPOの中核をなす存在であると説明されている(早瀬2006:391)。一般的に、組織として事業を行う主体がNPOであり、ボランティアは実際に無償で活動を行う人を指していることが多いが、それらの違いが明確にされずに用いられていることも多い(李2003:51)。

このように、「NPO」の概念は渾然とこれらの活動を一括して語られることが多い。本論文では在宅福祉分野での活動のみを対象とし、無償ボランティア、有償ボランティア、NPO法人を原則としてそれぞれ個別に表す。また、有償ボランティアは、受け手と担い手との対等な関係を保ちながら謝意や経費を認め合う活動を指し^[4]、無償での活動を行っているボランティアグループを無償ボランティアとする。

ボランティアと行政のかかわり

先にも述べたようにボランティア活動が一般的に認知され社会福祉分野以外の、環境保全、まちづくり、子どもの健全育成、学術・文化・芸術・スポーツなど多方面の分野での活動が盛んになってきたのは、阪神淡路大震災を契機として「NPO法」が制定された後である。しかし、在宅福祉分野では、それ以前より積極的ボランティア活動が行われていた。1960年代には今日的な活動という意味合いでの活動を確認することができる。ボランティア活動に対する行政施策の特徴は、①国がボランティア振興策を積極的に打ち出し始めた1970年代、②有償ボランティア活動が盛んとなった1990年代、③2000年の介護保険制度施行後の大きく3つに分けることができると考えられるため、その年代毎の行政施策の特徴を概観する。

(1) 国によるボランティア活動振興策が次々と打ち出される。(1970年代)

ボランティア活動の振興に国が積極的に関与を始めた背景には、1973年の第1次オイルショックにより高度経済成長時代が終わり、低経済成長時代にはいったことによる影響が強い。経済の低迷、都市化による家族形態、地域社会の変化によりこれまでの低所得者中心の福祉施策では、新しい介護ニーズに応えることが出来なくなったのである。福祉施策では対応できない介護ニーズが医療機関に大量に流れ、社会的入院という問題も発生した。

政府は、これらのニーズに応えるためにボランティア活動に期待を寄せ①「婦人ボランティア活動促進事業」(文部省 1971年)、②「社会福祉奉仕センター(現在のボランティアセンター)」設置の奨励(厚生省 1973年)、③都道府県の「社会福祉活動指導センター」に国庫補助金の交付を開始(1975年)等の施策を展開していった。

このように、国がボランティアの育成から活動まで積極的に施策を実施していった結果、我が国のボランティア活動は制度の代替、補完的役割を強く担っていくことになった。しかし一方では、ボランテ

ボランティア本来の自発性が損なわれ「ボランティアの取り込み化」「資源化」が進行することへの危惧が抱かれた（岡本1987:230）。

（2）有償ボランティア活動が盛んとなる。（1990年代）

1980年代にはいると、ますます高齢者の介護ニーズは増加し公的サービスの提供量の不足が顕著となっていた。このような社会情勢を受け、地域のサービスを必要とする人とサービス提供者が参加しながら活動を行っていく会員制の有料・有償サービスが展開されるようになった。

厚生省が1993年の中央社会福祉審議会の意見具申でボランティア活動に謝礼を認めたことにより、有償で在宅福祉サービスの提供を行うボランティア団体は全国で急速に増加していった。これらの団体は「住民参加型在宅福祉サービス団体」と呼ばれ、当時の「住民参加」の機運にも合致し、その活動は活発となっていった。これらの活動は、当時の公的サービスのサービス提供量が限られたものであったため、公的サービスの代替・補完的役割を強く担った活動であった。

（3）介護保険制度施行後（2000年以降）

2000年に介護保険制度が施行され、これまで措置制度で支えられてきた我が国の社会福祉施策は大きな転換期を迎えた。介護保険制度では、サービス提供主体の多様化が図られた。これまで行政が直接サービス提供を行うか、事業委託という形態で行われてきた在宅福祉サービス提供が、法人格を有し、都道府県の指定を受けた事業所が直接福祉サービスの提供を行うことが出来るようになったのである。1990年代に出現した「住民参加型在宅福祉サービス団体」の多くは、NPO法人格を取得し介護保険事業に参入を行っていった。

この結果、これまでボランティア団体とされた「住民参加型在宅福祉サービス団体」も介護保険が適用されるサービスについては営利企業と等しい介護報酬を受領することになった。介護保険制度は、行政の役割と在宅福祉サービスを提供していたボランティア団体に変化をもたらした。次にその変化につ

いて検討を行う。

介護保険制度施行後の行政役割及びボランティア活動の変化

（1）行政的役割の変化

介護保険制度は、地方分権の試金石ともいわれ市町村の判断で上乘せ、横だしの事業実施が可能とされている。しかし、現実的には市町村の財政基盤が脆弱なこともあってこれらの事業を実施している市町村は少ない。また、サービス提供主体の多様化が図られたが、制度が全国的に公平公正に実施されるために、事業所に対する監査や提供可能なサービス範囲が具体例をあげ規定されるなど行政機能が強化された一面も認められる。

須田は東京都首都圏の3市、中部地方2町の社会福祉事務所で働くワーカーからの聞き取りを実施したところ、介護保険制度によって市町村レベルの裁量の範囲は縮小し、社会的ニーズを持つ高齢者の処遇に関する裁量が減少したと報告している（須田2005:58）。この研究結果からも、介護保険制度施行後サービス提供の公平・公正性を確保する意味から、提供されるサービス内容の画一化が進んでいると考えられる。

介護保険制度施行後、行政は直接サービスを提供することからは撤退し、サービス提供が公平・公正に行われるよう監査・指導的役割をより強く担うようになった。須田は、介護保険事業計画の計画・遂行にいたるまで国の指導が行われることや、介護保険料の減免に関しても厚生労働省がそのあり方に見解を示し全国的に統一を図っていることなどを挙げ、中央政府（厚生労働省）の介入・コントロールがそのまま維持されているという見解を示している（須田2005:58-59）。

これらのことから、介護保険制度そのものは地方分権化が進んだとは必ずしも言えない側面を持ち、これまでとは違った形での中央集権的機能が働いていると考えられる。サービス提供にあたって公平・公正性を確保する意味からこれまで以上に、画一的な内容となり個々のニーズに合った柔軟な対応が困難となっている状況にあると推測される。

(2) ボランティア活動の変化

1990年代に出現した「住民参加型在宅福祉サービス団体」は有償ボランティア活動という我が国独自の活動形態で行政の代替機能を強く担った活動を行っていた。これらの団体の多くは、2000年の介護保険制度施行後、介護保険事業への参入を行っていった。また、それらの多くの事業所では、介護保険制度施行後も介護保険が適応されないニーズに有償ボランティアという形態でサービス提供を行っている。しかし、介護保険施行後のNPO法人では、収益を重視する割合が強く採算性を重視する傾向がそれ以前から事業を実施しているNPO法人よりも強いことも明らかにされている(須田2005:62)。

これらのことから、介護保険制度施行後は在宅福祉分野でのサービス提供を行っているNPO法人は、より介護保険事業主体の活動が主体となってきていると言える。そして、介護保険事業としてサービス提供を行っている限り、その活動は職務としての活動であり、又他の営利団体との違いも明白ではなく、ボランティア活動と位置づけることは困難である。

筆者は、修士論文でこれら制度の変革によって受ける無償ボランティア活動の変化を活動実績から研究を行ったところ、①制度が充実することにより無償ボランティアへの依頼の減少、②無償ボランティアは、制度の適用が困難なニーズへ活動内容を変化させていっている、といった特徴を明らかにすることが出来た。また、これら無償ボランティア活動を行う団体は、介護保険制度施行後活動を中止あるいは休止する団体が多くなっている。無償ボランティアグループはボランティアの高齢化、依頼の減少によりその活動が衰退してきている。

介護保険制度の施行は、有償、無償にかかわらずこれまでの活動に変化をもたらした。介護保険事業に参入を行なった有償ボランティア団体では、事業性が増し採算性が重視される傾向にある。無償ボランティアグループでは、依頼の減少から活動が低調となり、休止あるいは中止せざるを得ない状況となっている。

本当に無償ボランティア活動に対するニーズは減少しているのだろうか。東大阪市、大東市を中心に

事業を展開しているA事業所のケアマネジャーから聞き取りを実施した^[5]ところ、介護保険が適用出来ないニーズ、例えば“庭木の剪定をして欲しい”“いっしょに買い物に行きたい”“散歩をしたい”という依頼があった場合、必要となる費用が結構高かついたり、提供してもらえるボランティアを捜してもなかなか見つからず(時間がかかる)結局利用者さんがあきらめることも多いと語られた。

筆者は、介護保険制度や支援費制度のサービスと無償ボランティア活動をその活動内容に着目して比較検討を行った。介護保険制度や支援費制度のサービスでは、利用者の個々のニーズに沿ったサービスや緊急時の対応、特定のヘルパーに介助してほしいといった個々の利用者の希望に応えることが困難であり、提供されるサービスの内容が画一的で融通が利かないことに不満を感じていることが明らかになった。一方無償ボランティア活動では、個々のニーズに沿った柔軟で、一緒に楽しむといった精神的交流を伴った活動が行われていた。すなわち、支援費制度サービスで利用者が不満と感じている点と無償ボランティア活動の特徴が合致した。また、利用者はサービスに必要な費用でどのサービスを利用するか決定していることも明らかとなった(春木2007:60)。

これらのことから、無償ボランティア活動の必要がなくなっているのではないことが明らかである。しかし、既に述べたように介護保険制度施行後これまで活動を行っていた無償ボランティアグループは減少する傾向がある。

無償ボランティア活動を活発化するためにはどのような支援が必要なのか明らかにするために、現在大阪府内の市町村が実施しているボランティア活動への支援状況と、ボランティアグループが行政にどのような支援を望んでいるのかについて検討を行う。

ボランティア活動に対する大阪府内市町村の支援とボランティアグループの行政に対する要望

(1) ボランティア活動に対する大阪府内市町村の支援策

在宅福祉サービス提供を行っているボランティア

グループに対する市町村の支援は、①活動支援センターの設置、②事業補助あるいは事業の委託、の2点に分けることが出来る。

活動支援センターは、国が1970年代に設置を奨励した結果全国の社会福祉協議会に設置されボランティア活動の中心的な機関として位置づけられた。このため大阪府内の多くの市町村では、1970年代から1990年代にそれぞれの市町村社協にボランティアセンターを設置している。

NPO法施行後、地方分権の潮流のもと府内各市町村でもNPO法人等非営利団体との協働が政策目標となってきたこともあって、その支援の対象をボランティアグループのみではなくNPO法人や市民活動全般を対象とした支援を目指していることが認められる。例えば東大阪市や柏原市、高石市などでは、ボランティアセンターの対象範囲を拡大し、ボランティア市民活動センターとして整備・拡充を図っている。また豊中市、池田市、高槻市、枚方市、茨木市などでは、市民活動センター、あるいはNPOセンターとして独立した支援センターの設置が行われている。それら支援センターの管理運営団体も社会福祉協議会に限らず、NPO法人への委託も見受けられる(表1)。

表1 府内市町村の支援拠点の整備状況(大阪市・堺市を除く) 2007年6月現在(予定も含む)

	市町村数
・ボランティアセンター設置	41
・ボランティアセンター外にNPOセンター・市民活動センター等設置	10

これら支援センターでは、情報提供、コーディネート、会議室等の提供、コピー機、ロッカー等の利用、人材育成などの活動支援が行われている。

また、各市町村ともNPO法人や非営利団体に対して、種々の事業補助あるいは事業委託を行っている。在宅福祉サービス関連事業として、①街かどデイハウス事業、②配食サービス、③要援護者の見守り事業が委託されている。補助事業としては、街かどデイハウス事業補助や小規模作業所運営補助が実

施されている。しかし委託されている事業は行政の代替機能が強く、ボランティア活動の特徴である柔軟なサービス提供は困難である。また補助事業も実施される事業に対しての補助であり事業実施にあたっては行政の枠組みの中での実施となる。

次に、ボランティアグループが行政に望んでいる支援について検討を行う。

(2) ボランティアグループの行政に対する要望

東大阪市社会福祉協議会市民福祉活動センターが2004年に①東大阪市内に活動拠点をおいている、②ボランティアセンターに登録を行っている、という2つの条件を満たすボランティアグループ(120グループ)とNPO法人(61団体)を対象として実施した「アンケート調査」の結果が「ボランティア・NPO活動に関する調査報告書」として発行されている。

この報告書によると、行政との協働事業や委託事業の実施については、ボランティアグループとNPO法人ともほぼ同じ割合で「実施している」と回答しているが、「実施していないし検討もしていない」との回答は、ボランティアグループではNPO法人の約2倍近い割合をしめている^[6]。また、活動に際して行政(東大阪市)に望むものという項目では、ボランティアグループ、NPO法人とも「助成制度の充実」「行政としての窓口の明確化」、「活動拠点の提供」が1位から3位を占めているが、ボランティアグループでは「活動拠点の提供」がNPO法人では「行政としての窓口の明確化」が第2位となっている^[7]。「活動をすすめる上で困っている内容(複数回答)」という項目では、ボランティアグループでは、第1位が会員・スタッフの不足、第2位が活動資金不足となっているが、NPO法人では第1位が活動資金不足で第2位が会員・スタッフの不足となっている^[8]。

これらの調査結果の報告から、ボランティアグループとNPO法人とでは行政に望む事項が必ずしも一致していないことが明らかになっている。ボランティアグループでは事業の委託ではなく活動全般への補助や会員・スタッフの養成、活動拠点の確保を

望んでいるようである。筆者は、修士論文に際し無償ボランティアグループ「大阪手びきの会」^[9]への聴き取り調査を行ったところ、「行政から支援をうけると束縛されるため出来るだけ行政の世話にはなりたくない」と語られた。そして今後活動を続けていくための課題として、①活動件数の減少、②会員の高齢化、③活動資金や活動のスペースの確保、が挙げられた。このことは、東大阪市社会福祉協議会市民福祉活動センターが行ったアンケート調査結果と合致している。

考察

私たちは、日常の生活を送る上で様々なニーズを持っている。ところが行政のサービスはそのサービス提供が公正・公正であることが要求される。介護保険制度、障害者自立支援法が施行されサービス提供主体の多元化が図られたが、そのサービス提供が公平・公正であるために行政の監視機能が強化され、サービス提供内容も細部にわたり規定されている。そのため、個々のニーズに応えることが困難な状況が生み出されている。

マズローは、欲求を五段階にわけ、人はそれぞれ下位の欲求が満たされるとその上の欲求を志すという段階説を唱えた。その欲求を階層の下位から①生理的な欲求、②安全欲求、③社会的欲求、④自我欲求、⑤自己実現欲求としている。このマズローの欲求段階説からも私たちの欲求は多岐に渡っているということは明白である。しかし、こういった私たちの個別のニーズに制度化されたサービスだけで対応していくことは不可能なことである。今後高齢化が進行し介護ニーズはますます増加していくことが予測されることから、制度化されたサービスは、限られた財源での提供が求められるためその提供に際しては公平、公正性の確保が今以上に求められていくと考える。

私たちが、住み慣れた地域で生活しつづけるためには、生命の維持だけでなく、社会参加をはじめとした自己実現に向けての個々のニーズにも対応するサービスが必要である。このような個々の多様なニ

ーズに応えるためには多様なサービス提供形態が必要である。例えば、マズローの欲求五段階説に沿って考えると、階層の下位に属する欲求に基づくニーズに対応するサービスほど定期的、画一的、継続的に提供される必要がある。階層の上位に位置する欲求に基づくニーズは個々人により多様なものであると考えられる。こうした欲求には個別性が強く、柔軟で精神的交流を伴ったサービスが必要となってくる。これらのことから、画一的、継続的なサービス提供を特徴とする制度としてのサービス提供から、自発性、柔軟性を特徴とするボランティア活動まで多様なサービス提供が必要と考える。

しかし、現状としては制度が確立するに伴い有償ボランティア団体は事業性、採算性を重視する傾向にあり、無償ボランティアグループは減少傾向にある。このままこの傾向が続くと生命の維持など人間が生きていくうえで必須である基本的なサービスは確保されるが、自己実現を目指すような個々人の様々なニーズに対応するサービスの提供が困難な状況が生み出されるのではないかと考える。

無償ボランティア活動が衰退している要因として、次の点を指摘することが出来る。①我が国では、本来自発的な活動であるボランティア活動に政府が、育成から振興に至るまで積極的に関与してきたとともに、これらボランティアの振興策が草の根運動的に起こった活動も政策的に育成した団体にも一括して実施された。②在宅福祉サービスの制度が充実するとともに、ボランティアの育成の重心が在宅福祉サービス分野から街づくりにシフトしてきている。③行政とのパートナーシップという意味あいから、事業性が強いNPO法人の育成に主眼が移ってきている。

現在実施されている市町村の支援策の検討を行った結果、支援センター機能は大阪府内市町村の全てで実施されていた。しかし、多くの市町村では対象を限定せず登録している全ての団体を対象としていた。多くの研究で指摘されているように我が国では、規模、活動内容、運営方法など雲泥の差があるNPO法人を一括して論じられている。NPO法人だけでなく、任意団体であるボランティアグループ、ひ

いては地域自治組織である自治会なども包含して論じられることも多い。行政施策においてもこの傾向を同じくしている。このため市町村における支援策の多くは、対象を広義に捉えていることが多い。これは行政の施策は基本的に公平・公正に実施される必要性が高いことからきているものと推測される。このような施策展開のため、個々の団体が必要とする支援に合致しない場合が出現しているのではないだろうか。

現在実施されている行政の支援策の多くは、非常に規模の大きい事業性の高いNPO法人から無償ボランティアグループまで一括して対象としている。しかし、これらの団体はそれぞれの規模、事業性等から必要としている支援は違っている。行政施策は公平・公正を重んじるあまり対象を広くできるだけ同じ内容の支援を実施することに力をいれる傾向がある。しかし、この方策では規模が小さく事業性が低い団体は活動を続けることが困難な状況が生じてきている。私たちが住みなれた地域で出来るだけ長く住み続けるためには、多様なサービス形態が必要である。そのためには、公平・公正性のあり方を再構築し多様な支援のあり方を検討する必要があるのではないだろうか。

無償ボランティアグループは、①行政からのしほりのない形態での助成、②会員の増加、③活動機会の増加、に対する支援を望んでいる。活動の助成に関しては、これまでの委託や補助といった形態ではなく、自発的な活動の妨げにならない形態での助成、活動そのものへの助成が必要と考える。会員確保に関しては、例えば養成講座を企画する場合、講師を個々のグループに依頼するなどの方法によりグループ会員の確保に直接結びつく方策を講じる。またニーズと活動とのコーディネートに関しては、インターネットの利用等を通じ、ケアマネジャーとボランティアグループとが直接ニーズ調整できるようなシステム構築を行う必要があるのではないだろうか。

おわりに

財源、サービス提供にあつたの公平・公正性から、介護保険制度や障害者自立支援法による在宅福祉サービス提供には限界がある。また、同様の理由から、これらの制度内で市町村のおかれている状況による独自の在宅サービスの構築にも限界がある。私たちが自己実現をも可能となる生活を送るためには、それぞれの地域の特性にあつた多様なサービス提供形態を構築する必要があるのではないだろうか。そして無償ボランティア活動を始めとしたインフォーマルサービスの充実は、それぞれの市町村がそれぞれの“まち”にあつたシステム構築が生かされる場ではないだろうか。

ところが、地方分権が叫ばれ行政とNPOとのパートナーシップが行政の課題となっている現在、この影に隠れて規模の小さなボランティアグループが消えつつある。いかに制度が充実してもそれだけで十分ということはありません。在宅福祉分野で活動を続けてきたボランティアグループは会員の高齢化もあり今岐路にたっているといえるだろう。しかしこれは2000年以降活動を開始したNPO法人やボランティアグループにもやがて同じ問題が起こってくる。これら活動の世代交代を乗り切り活動を続けるためには、どういった支援を講じる必要があるのかということが、今後行政の課題となつてきていると考える。

本研究では、無償ボランティアグループの行政への要望、ケアマネジャーの聞き取りとも調査対象が限られたものであるため、①その要望が共通するものかどうか、②NPO法人や営利企業で実施されている介護保険制度適用外のサービスについて検討されていない、という限界がある。また、地域のインフォーマルサービスの構築にはボランティアグループなど目的別団体のみならず、自治会組織などの地域別団体も検討課題とする必要があるが、今回この点については検討を行っていない。これらの課題について、今後研究を深めていきたい。

注 釈

- [1] 本論文では、ボランティアが実施する活動に対して何らかの謝礼もしくは報酬を受領する活動を有償ボランティア、活動そのものは無報酬で行われるものを無償ボランティアと位置づけている。
- [2] 筆者は2006年3月、日本福祉大学社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程（通信教育）を修了した。
- [3] 2003年に制度化された支援費制度は2006年に障害者自立支援法として再構築されたが、筆者が調査研究を行った時点では支援費制度であったため、本論文でも支援費制度と表記する。
- [4] 1993年に厚生省の中央社会福祉審議会が「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」を発表し、その中で「助け合いの精神に基づき、受けてと担い手が対等な関係を保ちながら謝意や経費を認めあうことは、ボランティアの本来の性格からはずれるものではない」とした。
- [5] 2007年8月10日東大阪市、大東市で事業を展開しているA居宅介護支援事業所のケアマネジャーから利用者のニーズとサービスを結びつける時、困難だった事例について聞き取りを行った。
- [6]



	VG (%)	NPO (%)
実施している	23.5	25.0
実施していないが検討している	9.8	49.0
実施していないし検討もしていない	66.7	25.0

出典：「ボランティア・NPOの活動に関する調査報告書」（社福）東大阪市社会福祉協議会市民活動センター 2004年4月P.14-15）

[7]



	VG (%)	NPO (%)
助成制度の充実	34.4	19.2
活動拠点の提供	23.4	32.3
行政としての窓口の明確化	23.4	41.7
相談・支援組織の確立	22.6	32.3
市政情報への提供	15.6	25.0
その他	6.3	6.8

出典：「ボランティア・NPOの活動に関する調査報告書」（社福）東大阪市社会福祉協議会市民活動センター 2004年4月P.15）

[8]



	VG (%)	NPO (%)
会員・スタッフの不足	25.0	54.2
活動資金不足	19.6	52.8
活動拠点(事務所)	7.8	8.3
情報不足	1.6	12.0
機材・設備	22.6	14.7
その他	22.6	15.7

出典：「ボランティア・NPOの活動に関する調査報告書」（社福）東大阪市社会福祉協議会市民活動センター 2004年4月P.7-8）

[9] 「大阪手びきの会」は、1975年10月10日に発足した視覚障害者の外出支援を行う任意団体である。

引用・参考文献

- ・岡本栄一（1987）「ボランティア活動の分水嶺」小田研兼三・松原一郎編『変革期の福祉とボランティア』ミネルヴァ書房、220-254.
- ・『国民生活白書（平成12年版）』（2000）経済企画庁編
- ・須田木綿子（2005）「公的対人サービス領域における行政役割の変化とNPO」福祉社会学研究編集委員会『福祉社会学研究2』、51-65.

- ・田中敬文（2002）「NPOと行政とのパートナーシップ」山本啓・雨宮孝子・新川達郎編『NPOと法・行政』ミネルヴァ書房。
- ・早瀬昇（2006）「ボランティア・市民活動・NPOの概念の整理」日本地域福祉学会編『新版地域福祉辞典』中央法規出版，390－391。
- ・『ボランティア・NPOの活動に関する調査報告書』（2004）（社福）東大阪市社会福祉協議会市民活動センター
- ・春木映子（2007）「移動介護サービスの利用実態からみた無償ボランティアの役割」『日本福祉大学大学院社会福祉学研究』第2号，53－61。
- ・本郷秀和・鬼崎信好・佐伯幸雄「指定福祉NPO」における社会福祉士の役割『日本の地域福祉』第20巻，55－65。
- ・李妍姦（2003）「専門的職業集団としてのNPO－日本におけるNPOの社会的位置づけに関する再検討－」『東北社会学研究会 社会学研究』第74号，49－67。
- ・「マズローの欲求段階説」（http://www.innovetica.com/resource_02.html，2007.8.20）